

地域で安して暮らせるよう 支援します

日常生活自立支援事業

旧名称：地域福祉権利擁護事業

高齢者や障害者の方のなかには、例えば、どんな福祉サービスがあって、その利用方法がわからないとか、毎日の暮らしに必要なお金の出し入れに困ったり、大切な書類の保管場所を忘れてしまうことが考えられます。

日常生活自立支援事業、こうした方々が、住み慣れた地域のなかで安心して暮らせるよう、社会福祉協議会がお手伝いします。

利用できる
サービス内容



福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供
- 福祉サービスの利用申し込みに必要な手続き
- 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き



書類等預かりサービス

お預かりできる書類等

- 年金証書
- 定期預金証書
- 権利証
- 実印、銀行印等



※お預かりした書類等は貸金庫において保管します。
※平成17年4月から、お預かりできる定期預金証書の金額は、ひとつの金融機関につき一千万円までとさせていただきます。

日常的な金銭管理サービス



支払の手続きなどを行います。

- 年金および福祉手当の受領に必要な手続き
- 医療費を支払う手続き
- 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- 日用品等の代金を支払う手続き

日常生活自立支援事業についての詳細は

神戸町社会福祉協議会

電話 28-0223 までお問い合わせください。